

令和6年度における独立行政法人労働政策研究・研修機構の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和6年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和6年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者（官公需法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）へのさらなる配慮が必要であることから、機構は、令和6年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が61%、金額が約5億円を上回るよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、3%を上回るよう努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需に関する相談体制の整備

官公需相談窓口にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

2 総合評価落札方式の適切な運用

総合評価方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書の作成に努めるものとする。また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法についての検討を行う。

3 分離・分割発注における事例の活用

物品や役務、工事等（以下「物品等」という。）の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

4 適正な納期・工期の設定

物品等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

5 一括調達における事例の活用

一括調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類や適切な配送エリア等について設定を行うよう努めるものとする。

6 同一資格等級区分内の者による競争の確保

少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合であって見積り合せを行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するように努めるものとする。

また、一括調達による競争参加資格の設定に際しては、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

7 少額の随意契約における見積先

少額の随意契約による場合には、可能な限り中小企業・小規模事業者を見積先を含めるよう努めるものとする。

8 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づき、調達案件に応じて、入札参加資格の弾力的な運用を行うことにより、技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大に努めるものとする。

9 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進するため、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図ることとする。

10 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

また、中小企業・小規模事業者との契約において、契約における支払いまでの資金繰りの観点から、債権の譲渡が必要と認められる場合は、改正民法第466条第2項において、「発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないこと」とされた点にも留意の上、適切な対応に努めるものとする。

1 1 適切な予定価格の作成、ダンピング防止の周知及び低入札価格調査制度の活用等

需給の状況、原材料及び人件費（調達地域における人件費、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金額の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

1 2 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、契約前において、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記 1 1 に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額の人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は、適切な価格での単価の見直しを行う旨（例えば、「契約締結後に最低賃金の改定が行われ、作業従事者の人件費が最低賃金額を下回った際は、契約額の変更を行う」等）の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

また、契約締結後においても、最低賃金額の改定により契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認し、双方協議の上、適切な価格での契約変更を行うなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。なお、契約変更の必要性の確認に当たっては、例えば受注者に対して、当該契約の労働者の賃金を示す資料の提出を求めるなどして、確認を行うものとする。

1 3 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じて必要な契約変更の実施を含め、適切に対応するものとする。

物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるように配慮するものとする。

なお、上記の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和 5 年 1 月 29 日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

1 4 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当でないことに留意するものとする。

1 5 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、上記 1 1 に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、納期・工期の設定においても配慮を行うこととする。また、代金の支払いについても当該業務の完了後、速やかに行うよう努めるものとする。

なお、物件の発注にあたっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとする。

1 6 令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記 1 1 に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、納期・工期の設定においても配慮を行うこととする。また、代金の支払いについても当該業務の完了後、速やかに行うよう努めるものとする。

第 3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注機会の増大のために講ずる具体的な措置

機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、スタートアップ 5 か年計画（令和 4 年 1 月 28 日新しい資本主義実現会議決定）及び新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

（1）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

（２）競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

（３）見積先の柔軟化の推進

少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、契約の見積り合せを実施する場合に当たっての見積書提出に際しては、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

（４）新規中小企業者からの相談体制

「官公需相談窓口」の担当は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

２ 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に則して取り組む。

第４ 前３号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

１ 本方針の適用範囲

本方針は、機構の全ての部署に適用する。

２ 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、機構に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第１の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、関係部署に対し改善策を指示する。

付則

○本方針の公表

官公需法第５条第３項に基づき、本方針は速やかに公表する。

推進本部

本部長 : 理事（契約責任者）

本部員 : 総務部長

総務部次長

総務部会計課長

総務部経理課長

労働大学校事務局長

労働大学校研修推進課長

その他本部長が指名する職員

（事務局 総務部会計課）